

天神川水系 川マップ

Tenjin-gawa river system map 2026

天神川漁業協同組合

〒682-0851
鳥取県倉吉市西倉吉町7-12 ☎0858-28-1011

天神川の遊漁証取扱先一覧

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ① 浜田釣具店 | 0858-22-3821 |
| ② つり具のくらもと | 0858-26-3463 |
| ③ 兼田石材(有)事務所 AM 8:00 開店 | 0858-28-1114 |
| ※前日までの連絡により開店時間前対応可 | |
| ④ 河本養魚場 | 0858-28-2416 |
| ⑤ 生活の窓口 食味 AM 9:00 開店 定休日:日 | 0858-44-2007 |
| ⑥ 軽食喫茶 門 | 0858-45-2236 |
| ⑦ 株小泉川養魚場 | 0858-45-2900 |
| ⑧ 溪流料理いわなや | 0858-45-3890 |
| - フィッシングセンター東伯 | 0858-53-1370 |
| - アウトドアショップストリーム | 0857-28-8795 |
| - ポイント鳥取店 | 0857-23-6901 |
| - かめや釣具 鳥取店 AM 5:00 開店 | 0857-38-3311 |
| - かめや釣具 米子店 AM 5:00 開店 | 0859-37-6600 |
| - 株中国漁具 | 0868-23-8211 |
| - やすだ釣具 | 086-255-0005 |
| - つり具のわたなべ平井店 | 086-277-1164 |
- (③・④... おとりアユ販売あり)
- 代金引換でも購入は可能です。
詳細は右記 QR にてご確認ください。
※①～⑧の場所は裏面の地図をご覧ください。

鳥取県中部へのアクセス (主な道路)



規則を守りましょう!

本マップに記載の鳥取県漁業調整規則の規定に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています。ご注意ください。



鳥取県漁業調整規則・天神川漁業協同組合の遊漁規則の一部抜粋

※内水面全体に関する事項も含む。

全長等の制限 (調整規則第36条、第40条)

水産動物	採捕してはならない大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	全長 15 センチメートル以下
こい	全長 15 センチメートル以下
ふな	全長 10 センチメートル以下(千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川)
うなぎ	全長 30 センチメートル以下

※内水面において、あまご(さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ(さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。)又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

禁止期間等 (調整規則第40条、遊漁規則*)

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご (全長 15 センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
*こい	5月15日から6月14日まで	天神川
さけ	1月1日から12月31日まで	内水面
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで	内水面
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで	内水面

その他禁止 (鳥取県内水面漁場管理委員会の指示)

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などでブラックバス等の外来魚の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止 [指示開始の日:平成24年11月1日]
コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、コイの放流を禁止。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合等を除く。 [指示期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日まで] ※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止 (調整規則第34条、第37条)

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。)、敷網、地びき網、船びき網、えびごぎ網、手操網、ふくろ網、投網(さくらます又はさつきますをとることを目的とする場合に限る。)、えり ※漁業権又は組合員行使権、遊漁規則に基づいて採捕する場合を除く。
水中に電流を通じてする漁法
火光その他の照明を利用する投網(天神川水系の河川において採捕する場合に限る。)
潜水器(簡易潜水器を含む。)
かにかご (千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにをとる場合に限る。)
水中において照明を利用してする漁法
びんづけ漁法
瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。)
ふなや(岸辺その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。)
鶺(う)使い(鶺を利用して採捕する漁法をいう。)
鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。)
はねかわ (木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)
あゆなぐり(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)
いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)
上り瀬又は下り瀬(水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。)

〈遊漁規則〉

★天神川漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、あゆ、やまめ(さくらます含む)、いわな、あまご(さつきます含む)、にじます及びこいです。天神川水系において、さお釣り(あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。)、手釣、たも網、やす、投網、川舟、鵜川以外の方法で、遊漁をしてはならない。
※1 やまめ(さくらます含む。)、いわな、あまご(さつきます含む。)、にじますについては、さお釣り、手釣、たも網に限り採捕可能。
※2 こいについては、さお釣り、手釣、たも網、投網に限り採捕可能。

漁具又は漁法の種類	規模
投網	網目の大きさ2センチメートル以上
川舟	無動力船に限る。
鵜川	1人1統、従事者は4人以内



遊漁証は QRコードから購入いただけます。

⚠ 遊漁証(年券・日券)はインターネット・アプリでも買えます!
●購入後の電子遊漁券(遊漁証)は、印刷して、見えるところに携帯してください。漁協の監視員が一目で確認できるよう、ご協力をお願いします。
※取扱店に変更のある場合があります。最新の情報については、漁協のホームページ等でご確認ください。





遊漁者の皆様へ

- ★令和7年よりアユルアーは**全面禁止**です。
- ★アユ漁は9月26日から翌年5月31日まで**全面禁止**です。
- ★漁場のゴミや空き容器、釣糸、釣針などは必ずお持ち帰りください。

～清流遊YOU村フィッシングセンター内～
「管理釣り場」
 [エサ釣り料金]
 大人：4,500円/日
 小学生以下：2,000円/日
 ※その他竿代等別料金
 株小泉川養魚場管理
 お問い合わせ先 0858-45-2900

フライ・ルアー専用区 (遊漁規則)

番号	区域	期間
フライ・ルアー専用区	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から9月30日まで

さお釣り専用区 (遊漁規則)

番号	区域	期間
さお1	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から8月15日まで
さお2	天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井出堰までの区域	

投網禁止区域 (遊漁規則)

番号	禁止区域	禁止期間
投網禁 1	加茂川 (その支流を含む。) のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	1月1日から12月31日まで
投網禁 2	小鹿川 (その支流を含む。) のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
投網禁 3	三徳川 (その支流を含む。) のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	
投網禁 4	余川谷川 (その支流を含む。) のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
投網禁 5	加谷川 (その支流を含む。) のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
投網禁 6	福本川 (その支流を含む。) のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
投網禁 7	滝川 (その支流を含む。) のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
投網禁 8	矢送川 (その支流を含む。) のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
投網禁 9	清水川 (その支流を含む。) のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
投網禁 10	小鴨川 (その支流を含む。) のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	

天神川の遊漁証取扱先

① 浜田釣具店	⑤ 生活の窓口 食味
② つり具のくらもと	AM 9:00 開店 定休日: 日曜日
③ 兼田石材 (有) 事務所	⑥ 軽食喫茶 門
AM 8:00 開店 ※開店時間要相談	⑦ 株小泉川養魚場
④ 河本養魚場	⑧ 渓流料理いわなや
(③・④ おとりアユあり)	



禁6と禁7の境界線について

長瀬排水樋門の上流端と東新田場排水樋門の上流端を直線で結んだ線が川と海との境界線です。

禁6 (川) と禁7 (海) では、それぞれ**釣り禁止時期が異なる**ので、キャストする際は気を付けてください。

詳細はコチラ

解禁日について

渓流釣り解禁日	3月1日
アユ釣り解禁日	6月1日 AM 5:00~
投網解禁日 (さお釣り専用区を除く)	7月1日 PM 0:00~

禁止区域 (調整規則第39条、遊漁規則*)

番号	禁止区域	禁止期間
禁1	東伯郡三朝町大字大柵における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流 18メートル、下流 180メートルの水域	1月1日から12月31日まで
禁2	倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端から下流 20メートルの水域	
禁3	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流 30メートルの水域	
禁4	倉吉市三朝町の北条用水えん堤下流端から下流 20メートルの区域	
禁5	東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域	
禁6	〈天神川尻〉 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬における新天神橋上流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯 35 度 30 分 12.8 秒東経 133 度 51 分 18.5 秒の点 イ 北緯 35 度 30 分 14.7 秒東経 133 度 51 分 32.0 秒の点	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで
禁7 (海面)	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯 35 度 30 分 15 秒東経 133 度 51 分 14 秒の点 イ 北緯 35 度 30 分 18 秒東経 133 度 51 分 14 秒の点 ウ 北緯 35 度 30 分 20 秒東経 133 度 51 分 36 秒の点 エ 北緯 35 度 30 分 16 秒東経 133 度 51 分 36 秒の点 オ 北緯 35 度 30 分 12.8 秒東経 133 度 51 分 18.5 秒の点 カ 北緯 35 度 30 分 14.7 秒東経 133 度 51 分 32.0 秒の点	3月1日から5月31日まで

* 天神川漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、あゆ、やまめ(さくらます含む)、いわな、あまご(さつます含む)、にじます及びこいです。
 (不許複製) 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 作成 令和8年1月